


新型コロナウイルス感染症に係る公的支援策のご案内

《給付金・助成金》

| | 売上が50%以上減少 | 売上が30%以上減少 | 県の休業要請に協力 |
|-----------|---|--|---|
| 制度名 | 持続化給付金 | さぬき市事業継続支援緊急給付金 | 香川県感染拡大防止協力金 |
| 給付対象者 | 中小法人等を対象とし、医療法人、農業法人、NPO法人など（会社以外の法人についても幅広く対象）。フリーランスを含む個人事業者 | さぬき市内に事業所や店舗を有する中小企業、小規模事業者、個人事業主、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人等（会社以外の法人についても幅広く対象） | 香川県における緊急事態措置等による休業要請等にご協力いただいた休業要請対象施設の中小企業者及び個人事業者 ※詳細はお問合せください。 |
| 給付額 | 法人 200万円、個人 100万円 ※昨年1年間の売上からの減少分が上限 | 1事業者当たり 20万円 | 1事業者につき 10万円又は 1事業者につき 20万円 |
| 主な対象要件 | ①2020年1月から12月までのひと月の事業収入が前年同月比で50%以上減少。 ②2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある等 | ①2020年1月から7月までの任意で選択した月の1ヶ月の売上が、前年同月比で30%以上減少している（但し、当該月の減少額が10万円以上の者を対象とする）等 | ①香川県内で休業対象施設を運営している中小企業者又は個人事業主 ②令和2年4月22日以前から対象施設を運営しており、営業の実績があること。 ③全ての対象施設で、全ての対象期間において、知事要請等に応じた休業又は営業時間短縮を実施したこと等。 |
| 申請期間・申請方法 | <ul style="list-style-type: none"> 令和2年5月1日から令和3年1月15日24時まで 持続化給付金申請用HP https://jizokuka-kyufu.jp から電子申請 スマホからでも申請可能です→  予約制で申請サポート会場からの申請も可能です。 | <ul style="list-style-type: none"> 令和2年5月21日から令和2年9月30日(当日消印有効) さぬき市役所商工観光課 宛てに郵送申請 申請書は、さぬき市役所HP https://www.city.sanuki.kagawa.jp/93226 からダウンロードできます。 | <ul style="list-style-type: none"> 令和2年5月7日から令和2年6月12日まで 香川県感染拡大防止協力金受付係宛てに郵送申請: 締切当日消印有効 申請書は、香川県HPからダウンロードできます。 香川県感染拡大防止協力金で検索。 <p>また、香川県電子申請・届出システムから電子申請(締切当日23時59分まで)も可能です。</p> |

| 制度名 | 雇用調整助成金（緊急対応期間の特例措置） | | |
|--|--|---------|--------|
| 支給対象の事業主 | 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化し、事業活動が縮小している。 2. 最近1ヶ月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している。 3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている。 | | |
| 助成額 | (平均賃金額×休業手当等の支払率) × 下表の助成率 (1人1日あたり8,330円が上限) | | |
| | 区分 | 大企業 | 中小企業 |
| | 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主 | 2/3 | 4/5 ※1 |
| 解雇をしていないなどの上乗せの要件を満たす事業主 | 3/4 | 9/10 ※1 | |
| ※1 一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率が10/10となります。 | | | |
| 特例期間・申請方法 | <ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月1日～令和2年6月30日まで特例措置を実施。 事業所の住所を管轄する労働局またはハローワークに提出(窓口申請・郵送申請・電子申請) 申請書は、厚生労働省HP 厚生労働省 雇用調整助成金(新型コロナ特例) で検索。 | | |

◎追加助成金

香川県緊急雇用維持助成金

【支給対象者】国の「雇用調整助成金※」の支給決定を受けた事業主
 ※新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、県内に所在する事業所の休業であって、休業の初日が令和2年1月24日～令和2年7月23日までの場合に適用される特別措置に係るものに限る。
 【支給額】国の雇用調整助成金の支給決定を受けた額の5分の1の額
 (1事業所あたり100万円を上限)

《資金繰り支援》


日本政策金融公庫(国民生活事業)の融資

| 特別利子補給制度を併用することで実質無利子化 | | |
|------------------------|---|--|
| 制度名 | 新型コロナウイルス感染症対策特別貸付 | 新型コロナウイルス対策マル経融資 |
| 融資対象者 | 新型コロナウイルス感染症による影響を受け、最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した事業者 | 新型コロナウイルス感染症による影響を受け、最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した小規模事業者 ※商工会の経営指導を受けることが条件 |
| 貸付限度額 | 別枠 6,000万円 | 別枠 1,000万円 |
| 貸付利率 | ○3,000万円以内まで 当初3年間: 0.46% (基準金利△0.9%) 4年目以降: 1.36% (基準金利) | ○当初3年間: 0.31% (経営改善利率△0.9%) ○4年目以降: 1.21% (経営改善利率) |
| 貸付期間(据置期間) | ○3,000万円超 全期間: 1.36% (基準金利) ※金利引下げ限度額は、他新型コロナウイルス関連融資と合計3,000万円 | ※金利引下げ限度額は、他新型コロナウイルス関連融資と合計3,000万円 |
| その他 | 運転: 15年以内 (5年以内) 設備: 20年以内 (5年以内) | 運転: 7年以内 (3年以内) 設備: 10年以内 (4年以内) |
| | 一定の条件に該当した場合、一定範囲を無利子化 | 一定の条件に該当した場合、一定範囲を無利子化 |

※特別利子補給制度を併用することで実質無利子化となります。

| 制度名 | 特別利子補給制度 |
|----------|---|
| 対象者 | ○個人事業主(小規模): 要件なし ○小規模事業者(法人): 売上高△15%減少 ○中小企業者: 売上高△20%減少 ※小規模要件: 製造業、建設業、その他業種は従業員20名以下 卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下 |
| 補給対象貸付上限 | 3,000万円 |
| 補給期間 | 当初3年間 |
| その他 | 利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては未定 |

※基準金利は令和2年5月25日時点のものであり変動する可能性があります。詳細については、商工会までお気軽にご相談ください。

最新情報及び詳しい内容は経済産業省HP特設ページでもご確認いただけます。
 [経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連](#) で検索
 または右のQRコードよりご確認ください。



※尚、記載の制度は令和2年5月25日時点のものであり、内容は都度更新されます。

お問い合わせは

さぬき市商工会

<http://www.shokokai-kagawa.or.jp/sanukishi/>

本所 TEL 087-894-3888

支所 TEL 0879-43-2340



公式Facebook、公式Instagram始めました。さぬき市の情報を発信していきます！いいね！、フォローをお願いします！